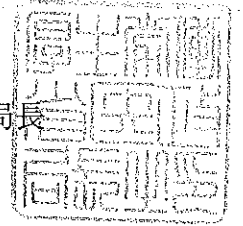


医政発0328第5号
平成28年3月28日

公益社団法人 日本助産師会会長殿

厚生労働省医政局長



「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」の一部改正について

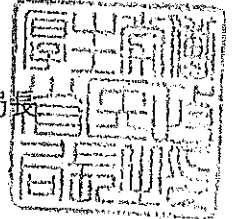
標記について、別添写のとおり各都道府県知事宛て通知したので、御了知いただきます
ようお願いいたします。



医政発0328第5号
平成28年3月28日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」の一部改正について

今般、保健師、助産師及び看護師国家試験受験資格認定申請者の負担の軽減並びに申請書類の簡素化を図るため、「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」（平成17年3月24日付け医政発第0324007号本職通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

貴職におかれては、改正の内容について御了知いただき、貴管内の保健所設置市、特別区及び関係団体等に周知方願いたい。

記

1. 改正内容（詳細は別紙新旧対照表のとおり）

- (1) 保健師、助産師及び看護師国家試験受験資格認定申請者の負担軽減並びに申請書類の簡素化のため、国家試験受験資格認定願、理由書、履歴書及び写真について、申請書類の統合したもの。
- (2) 施設現況書に関して、免許取得国によっては提出することが困難な場合も多く、他の申請書類によって施設現況書に相当する内容を確認することができる申請者も多いため、施設現況書を省略可能な場合について明記したもの。

2. 適応期日

平成28年4月1日

[別紙]

「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」の一部改正について 新旧対照表

新	旧
<p>(別 添)</p> <p><u>看護師国家試験受験資格認定</u></p> <p>保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第21条第5号に基づく看護師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4. 必要書類</p> <p>申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) 住民票若しくは在留カード(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第76号)の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。)又は、戸籍抄本若しくは戸籍謄本(日本国籍を有する者に限る)。</p> <p>(3) 医師の診断書 (日本の医師資格を有する者により、申請前1ヵ月以内に発行されたものに限る。)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(別 添)</p> <p><u>看護師国家試験受験資格認定</u></p> <p>保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第21条第5号に基づく看護師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4. 必要書類</p> <p>申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>看護師国家試験受験資格認定申請理由書</u></p> <p>(3) <u>履歴書</u> (学歴については、日本の小学校に相当する学校から看護師学校養成所卒業まで、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。また、職歴についても出来るだけ詳細に記載すること。)</p> <p>(4) <u>住民票若しくは在留カード(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第76号)の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。)</u>又は、戸籍抄本若しくは戸籍謄本(日本国籍を有する者に限る)。</p> <p>(5) <u>医師の診断書</u> (日本の医師資格を有する者により、申請前1ヵ月以内に発行されたものに限る。)</p> <p>(6) <u>写真(1枚)</u> ;申請前6ヵ月以内に脱帽正面で撮影した6×4cmのもの。)</p>

- (4) 外国で取得した看護師免許証の写し
- (5) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書
- (6) 卒業した外国看護師学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書
- (7) 卒業した外国看護師学校養成所の学業成績書の写し又は学業成績証明書
- (8) 卒業した外国看護師学校養成所で履修した科目毎の教育内容、単位数及び時間数を明らかにした書類（当該施設長の証明のあるものに限る。教育内容は講義と臨地実習の別がわかるように記載されていること。単位制であっても、必ず時間数に換算すること。また、クォーター制の場合はセメスター制として換算し直すこと。）
- (9) 保健師助産師看護師養成所指定規則における教育内容と卒業した外国看護師学校養成所の履修科目、単位数及び時間数の対照表（教育内容は基礎分野、専門基礎分野、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ、統合分野の別がわかるように記載すること。講義と臨地実習を区別すること。）
- (10) 卒業した外国看護師学校養成所の施設現況書（卒業当時のもとし、所定の様式によること。）
- (11) 外国で看護師免許を取得した者にあつてはその根拠法令の關係条文の抜粋
- (12) 卒業した外国看護師学校養成所のパンフレット（卒業した看護師学校養成所が当該国又は州政府等によって正式に認可された証明のあるものに限る。）
- (13) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験N1認定書と成績書の写し

*作成上の注意

- (7) 外国で取得した看護師免許証の写し
- (8) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書
- (9) 卒業した外国看護師学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書
- (10) 卒業した外国看護師学校養成所の学業成績書の写し又は学業成績証明書
- (11) 卒業した外国看護師学校養成所で履修した科目毎の教育内容、単位数及び時間数を明らかにした書類（当該施設長の証明のあるものに限る。教育内容は講義と臨地実習の別がわかるように記載されていること。単位制であっても、必ず時間数に換算すること。また、クォーター制の場合はセメスター制として換算し直すこと。）
- (12) 保健師助産師看護師養成所指定規則における教育内容と卒業した外国看護師学校養成所の履修科目、単位数及び時間数の対照表（教育内容は基礎分野、専門基礎分野、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ、統合分野の別がわかるように記載すること。講義と臨地実習を区別すること。）
- (13) 卒業した外国看護師学校養成所の施設現況書（卒業当時のもとし、所定の様式によること。）
- (14) 外国で看護師免許を取得した者にあつてはその根拠法令の關係条文の抜粋
- (15) 卒業した外国看護師学校養成所のパンフレット（卒業した看護師学校養成所が当該国又は州政府等によって正式に認可された証明のあるものに限る。）
- (16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験N1認定書と成績書の写し

*作成上の注意

1. (略)
2. (1)、(3)、(10)は、所定の様式によること。なお、(1)の所定の様式は、以下の記載内容を含む。

・看護師国家試験受験資格認定申請理由書

・履歴書

・写真

3. (9)は日本語で記載すること。
4. (10)は卒業当時の状況を記載すること。
5. (略)
6. (4)～(8)及び(10)～(12)については、提出書類と日本語訳の両方を、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
7. (4)～(7)及び(13)の書類については、各原本を持参すること。
(原本は照合後に返還する。)
8. (略)
9. (10)については、他の書類により相当する内容を証明できる場合、省略可能である。

保健師国家試験受験資格認定

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第19条第3号に基づく保健師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

1～3 (略)

4. 必要書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

1. (略)
2. (1)、(2)、(5)、(6)、(12)及び(13)は、所定の様式によること。

3. (12)は日本語で記載すること。
4. (13)は卒業当時の状況を記載すること。
5. (略)
6. (7)～(11)及び(13)～(15)については、提出書類と日本語訳の両方を、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
7. (7)～(10)及び(16)の書類については、各原本を持参すること。
(原本は照合後に返還する。)

8. (略)

(新設)

保健師国家試験受験資格認定

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第19条第3号に基づく保健師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

1～3 (略)

4. 必要書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

(1) (略)

(削除)

(削除)

(2) 住民票若しくは在留カード(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第76号)の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。)又は、戸籍抄本若しくは戸籍謄本(日本国籍を有する者に限る)。

(3) 医師の診断書(日本の医師資格を有する者により、申請前1ヵ月以内に発行されたものに限る。)

(削除)

(4) 外国で取得した保健師免許証の写し

(5) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書

(6) 卒業した外国保健師学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書

(7) 卒業した外国保健師学校養成所の学業成績書の写し又は学業成績証明書

(8) 卒業した外国保健師学校養成所で履修した科目毎の教育内容、単位数及び時間数を明らした書類(当該施設長の証明のあるものに限る。教育内容は講義と臨地実習の別がわかるよう記載されていること。単位制であっても、必ず時間数に換算すること。また、クォーター制の場合はセメスター制として換算し直すこと。)

(1) (略)

(2) 保健師国家試験受験資格認定申請理由書

(3) 履歴書(学歴については、日本の小学校に相当する学校から保健師学校養成所卒業まで、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。また、職歴についても出来るだけ詳細に記載すること。)

(4) 住民票若しくは在留カード(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第76号)の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。)又は、戸籍抄本若しくは戸籍謄本(日本国籍を有する者に限る)。

(5) 医師の診断書(日本の医師資格を有する者により、申請前1ヵ月以内に発行されたものに限る。)

(6) 写真(1枚);申請前6ヵ月以内に脱帽正面で撮影した6×4cmのもの。)

(7) 外国で取得した保健師免許証の写し

(8) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書

(9) 卒業した外国保健師学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書

(10) 卒業した外国保健師学校養成所の学業成績書の写し又は学業成績証明書

(11) 卒業した外国保健師学校養成所で履修した科目毎の教育内容、単位数及び時間数を明らした書類(当該施設長の証明のあるものに限る。教育内容は講義と臨地実習の別がわかるよう記載されていること。単位制であっても、必ず時間数に換算すること。また、クォーター制の場合はセメスター制として換算し直すこと。)

(9)保健師助産師看護師養成所指定規則における教育内容と卒業した外国保健師学校養成所の履修科目、単位数及び時間数の対照表（教育内容は基礎分野、専門基礎分野、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ、統合分野の別がわかるように記載すること。講義と臨地実習を区別すること。）

(10)卒業した外国保健師学校養成所の施設現況書（卒業当時のものとし、所定の様式によること。）

(11)外国で保健師免許を取得した者にあつてはその根拠法令の関係条文の抜粋

(12)卒業した外国保健師学校養成所のパンフレット（卒業した保健師学校養成所が当該国又は州政府等によって正式に認可された証明のあるものに限る。）

(13)日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験N1認定書と成績書の写し

*作成上の注意

1. (略)
2. (1)、(3)、(10)は、所定の様式によること。なお、(1)の所定の様式は、以下の記載内容を含む。

・保健師国家試験受験資格認定申請理由書

・履歴書

・写真

3. (9)は日本語で記載すること。
4. (10)は卒業当時の状況を記載すること。
5. (略)

(12)保健師助産師看護師養成所指定規則における教育内容と卒業した外国保健師学校養成所の履修科目、単位数及び時間数の対照表（教育内容は基礎分野、専門基礎分野、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ、統合分野の別がわかるように記載すること。講義と臨地実習を区別すること。）

(13)卒業した外国保健師学校養成所の施設現況書（卒業当時のものとし、所定の様式によること。）

(14)外国で保健師免許を取得した者にあつてはその根拠法令の關係条文の抜粋

(15)卒業した外国保健師学校養成所のパンフレット（卒業した保健師学校養成所が当該国又は州政府等によって正式に認可された証明のあるものに限る。）

(16)日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験N1認定書と成績書の写し

*作成上の注意

1. (略)
2. (1)、(2)、(5)、(6)、(12)及び(13)は、所定の様式によること。

3. (12)は日本語で記載すること。
4. (13)は卒業当時の状況を記載すること。
5. (略)

6. (4)～(8)及び(10)～(12)については、提出書類と日本語訳の両方を、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。

7. (4)～(7)及び(13)の書類については、各原本を持参すること。
(原本は照合後に返還する。)

8. (略)

9. (10)については、他の書類により相当する内容を証明できる場合、省略可能である。

助産師国家試験受験資格認定

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第20条第3号に基づく助産師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

1～3 (略)

4. 必要書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

(1) (略)

(削除)

(削除)

6. (7)～(11)及び(13)～(15)については、提出書類と日本語訳の両方を、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。

7. (7)～(10)及び(16)の書類については、各原本を持参すること。
(原本は照合後に返還する。)

8. (略)

(新設)

助産師国家試験受験資格認定

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第20条第3号に基づく助産師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

1～3 (略)

4. 必要書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

(1) (略)

(2) 助産師国家試験受験資格認定申請理由書

(3) 履歴書（学歴については、日本の小学校に相当する学校から助産師学校養成所卒業まで、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。また、職歴についても出来るだけ詳細に記載すること。）

(2) 住民票若しくは在留カード(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第76号)の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。)又は、戸籍抄本若しくは戸籍謄本(日本国籍を有する者に限る)。

(3) 医師の診断書(日本の医師資格を有する者により、申請前1ヵ月以内に発行されたものに限る。)

(削除)

(4) 外国で取得した助産師免許証の写し

(5) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書

(6) 卒業した外国助産師学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書

(7) 卒業した外国助産師学校養成所の学業成績書の写し又は学業成績証明書

(8) 卒業した外国助産師学校養成所で履修した科目毎の教育内容、単位数及び時間数を明らかにした書類(当該施設長の証明のあるものに限る。教育内容は講義と臨地実習の別がわかるように記載されていること。単位制であっても、必ず時間数に換算すること。また、クォーター制の場合はセメスター制として換算し直すこと。)

(9) 保健師助産師看護師養成所指定規則における教育内容と卒業した外国助産師学校養成所の履修科目、単位数及び時間数の対照表(教育内容は基礎分野、専門基礎分野、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ、統合分野の別がわかるように記載すること。講義と臨地実習を区別すること。)

(10) 卒業した外国助産師学校養成所の施設現況書(卒業当時のものとし、所定の様式によること。)

(4) 住民票若しくは在留カード(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第76号)の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。)又は、戸籍抄本若しくは戸籍謄本(日本国籍を有する者に限る)。

(5) 医師の診断書(日本の医師資格を有する者により、申請前1ヵ月以内に発行されたものに限る。)

(6) 写真(1枚);申請前6ヵ月以内に脱帽正面で撮影した6×4cmのもの。)

(7) 外国で取得した助産師免許証の写し

(8) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書

(9) 卒業した外国助産師学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書

(10) 卒業した外国助産師学校養成所の学業成績書の写し又は学業成績証明書

(11) 卒業した外国助産師学校養成所で履修した科目毎の教育内容、単位数及び時間数を明らかにした書類(当該施設長の証明のあるものに限る。教育内容は講義と臨地実習の別がわかるように記載されていること。単位制であっても、必ず時間数に換算すること。また、クォーター制の場合はセメスター制として換算し直すこと。)

(12) 保健師助産師看護師養成所指定規則における教育内容と卒業した外国助産師学校養成所の履修科目、単位数及び時間数の対照表(教育内容は基礎分野、専門基礎分野、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ、統合分野の別がわかるように記載すること。講義と臨地実習を区別すること。)

(13) 卒業した外国助産師学校養成所の施設現況書(卒業当時のものとし、所定の様式によること。)

(11) 外国で外国助産師免許を取得した者にあつてはその根拠法令の
関係条文の抜粋

(12) 卒業した外国助産師学校養成所のパンフレット（卒業した助産師学校養成所が当該国又は州政府等によって正式に認可された証明のあるものに限る。）

(13) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験N1認定書と成績書の写し

*作成上の注意

1. (略)
2. (1)、(3)、(10)は、所定の様式によること。なお、(1)の所定の様式は、以下の記載内容を含む。

・助産師国家試験受験資格認定申請理由書

・履歴書

・写真

3. (9)は日本語で記載すること。
4. (10)は卒業当時の状況を記載すること。
5. (略)
6. (4)～(8)及び(10)～(12)については、提出書類と日本語訳の両方を、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
7. (4)～(7)及び(13)の書類については、各原本を持参すること。（原本は照合後に返還する。）
8. (略)

(14) 外国で助産師免許を取得した者にあつてはその根拠法令の
関係条文の抜粋

(15) 卒業した外国助産師学校養成所のパンフレット（卒業した助産師学校養成所が当該国又は州政府等によって正式に認可された証明のあるものに限る。）

(16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験N1認定書と成績書の写し

*作成上の注意

1. (略)
2. (1)、(2)、(5)、(6)、(12)及び(13)は、所定の様式によること。

3. (12)は日本語で記載すること。
4. (13)は卒業当時の状況を記載すること。
5. (略)
6. (7)～(11)及び(13)～(15)については、提出書類と日本語訳の両方を、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
7. (7)～(10)及び(16)の書類については、各原本を持参すること。（原本は照合後に返還する。）
8. (略)

(新設)

9. (10)については、他の書類により相当する内容を証明できる場合、省略可能である。

看護師国家試験受験資格認定

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第5号に基づく看護師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

1. 審査対象者

外国の看護師学校養成所を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者

2. 審査方法

審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の看護師学校養成所を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。

3. 認定基準

下記の（1）から（7）までの認定基準を満たした者に対し看護師国家試験受験資格認定を行う。

（1）外国看護師学校養成所の修業年限

ア) 看護師学校養成所の入学資格

高等学校卒業以上（修業年限12年以上）、又は同等と認められる者

イ) 看護師学校養成所の修業年限

3年以上

ウ) 看護師学校養成所卒業までの修業年限

15年以上、又は同等と認められる者

（2）教育科目の履修時間

履修時間の合計が97単位以上(3000時間以上)で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部省・厚生省令第1号)等に規定する基礎分野、専門基礎分野、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ及び統合分野の単位数及び時間数を概ね満たすこと。

（3）教育環境

日本の看護師学校養成所と同等以上と認められること。

（4）当該国の判断

当該国、又は州政府等によって正式に認められた看護師学校養成所であること。

（5）看護師学校養成所卒業後、当該国の看護師免許取得の有無

原則として取得していること。

（6）当該国の看護師免許を取得する場合の国家試験又はこれと同等の制度が確立されていること。

（7）日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験 N 1 の認定を受けていること。

4. 必要書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

- (1) 看護師国家試験受験資格認定願
- (2) 住民票若しくは在留カード(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成 21 年法律第 76 号)の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。)又は、戸籍抄本若しくは戸籍謄本(日本国籍を有する者に限る)。
- (3) 医師の診断書(日本の医師資格を有する者により、申請前 1 ヶ月以内に発行されたものに限る。)
- (4) 外国で取得した看護師免許証の写し
- (5) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書
- (6) 卒業した外国看護師学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書
- (7) 卒業した外国看護師学校養成所の学業成績書の写し又は学業成績証明書
- (8) 卒業した外国看護師学校養成所で履修した科目毎の教育内容、単位数及び時間数を明らかにした書類(当該施設長の証明のあるものに限る。教育内容は講義と臨地実習の別がわかるように記載されていること。単位制であっても、必ず時間数に換算すること。また、クォーター制の場合はセメスター制として換算し直すこと。)
- (9) 保健師助産師看護師養成所指定規則における教育内容と卒業した外国看護師学校養成所の履修科目、単位数及び時間数の対照表(教育内容は基礎分野、専門基礎分野、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ、統合分野の別がわかるように記載すること。講義と臨地実習を区別すること。)
- (10) 卒業した外国看護師学校養成所の施設現況書(卒業当時のものとし、所定の様式によること。)
- (11) 外国で看護師免許を取得した者にあつてはその根拠法令の関係条文の抜粋
- (12) 卒業した外国看護師学校養成所のパンフレット(卒業した看護師学校養成所が当該国又は州政府等によって正式に認可された証明のあるものに限る。)
- (13) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験 N 1 認定書と成績書の写し

* 作成上の注意

1. 提出書類の部数は 1 部である。
2. (1)、(3)、(10) は所定の様式によること。なお、(1) の所定の様式は、以下の記載内容を含む。
 - ・看護師国家試験受験資格認定申請理由書
 - ・履歴書
 - ・写真
3. (9) は日本語で記載すること。
4. (10) は卒業当時の状況を記載すること。
5. 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。
6. (4) ~ (8)、(10) ~ (12) については、提出書類と日本語訳の両方を、公的な機関(当該国の大使館、領事館、外務省等)において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
7. (4) ~ (7) 及び (13) の書類については、各原本を持参すること。(原本は照合後に返還する。)
8. 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。
9. (10) については、他の書類により相当する内容を証明できる場合、省略可能である。

保健師国家試験受験資格認定

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第19条第3号に基づく保健師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

1. 審査対象者

外国の保健師学校養成所を卒業し、又は外国において保健師免許を得た者

2. 審査方法

審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の保健師学校養成所を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。

3. 認定基準

下記の（1）から（7）までの認定基準を満たした者に対し保健師国家試験受験資格認定を行う。

（1）外国保健師学校養成所の修業年限

ア）外国看護師学校養成所（修業年限3年以上）を卒業した者で、外国保健師学校養成所の修業年限が1年以上

イ）日本の看護師学校養成所（修業年限3年以上）を卒業した者で、外国保健師学校養成所の修業年限が1年以上

イ）保健師と看護師の統合カリキュラムの場合にあっても、高等学校卒業以上（修業年限12年以上）を入学資格とし、修業年限は4年以上であること。

ウ）特例

当該国において、保健師の免許制度がない場合にあつては、該当する教育内容と履修単位数・時間数が我が国と同等以上であること。

（2）教育科目の履修時間

外国保健師学校養成所の修業年限が1年以上の場合は、履修時間の合計が28単位以上（890時間以上）、統合カリキュラムの場合は、履修時間の合計が122単位以上（3790時間以上）で保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）等に規定する教育内容を概ね満たすこと。

（3）教育環境

日本の保健師学校養成所と同等以上と認められること。

（4）当該国の判断

当該国、又は州政府等によって正式に認められた保健師学校養成所であること。

（5）保健師学校養成所卒業後、当該国の保健師免許取得の有無

原則として取得していること。

（6）当該国の保健師免許を取得する場合の国家試験又はこれと同等の制度が確立されていること。

（7）日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験 N 1 の認定を受けていること。

4. 必要書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

- (1) 保健師国家試験受験資格認定願
- (2) 住民票若しくは在留カード(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成 21 年法律第 76 号)の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。)又は、戸籍抄本若しくは戸籍謄本(日本国籍を有する者に限る)。
- (3) 医師の診断書(日本の医師資格を有する者により、申請前1ヵ月以内に発行されたものに限る。)
- (4) 外国で取得した保健師免許証の写し
- (5) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書
- (6) 卒業した外国保健師学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書
- (7) 卒業した外国保健師学校養成所の学業成績書の写し又は学業成績証明書
- (8) 卒業した外国保健師学校養成所で履修した科目毎の教育内容、単位数及び時間数を明らかにした書類(当該施設長の証明のあるものに限る。教育内容は講義と臨地実習の別がわかるように記載されていること。単位制であっても、必ず時間数に換算すること。また、クォーター制の場合は Semester 制として換算し直すこと。)
- (9) 保健師助産師看護師養成所指定規則における教育内容と卒業した外国保健師学校養成所の履修科目、単位数及び時間数の対照表(教育内容は公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論、臨地実習の別がわかるように記載すること。統合カリキュラムの場合は、基礎分野、専門基礎分野、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ、統合分野の別がわかるように記載すること。講義と臨地実習を区別すること。)
- (10) 卒業した外国保健師学校養成所の施設現況書(卒業当時のものとし、所定の様式によること。)
- (11) 外国で保健師免許を取得した者にあつてはその根拠法令の関係条文の抜粋
- (12) 卒業した外国保健師学校養成所のパンフレット(卒業した保健師学校養成所が当該国又は州政府等によって正式に認可された証明のあるものに限る。)
- (13) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験 N 1 認定書と成績書の写し

*作成上の注意

1. 提出書類の部数は1部である。
2. (1)、(3)、(10)は所定の様式によること。なお、(1)の所定の様式は、以下の記載内容を含む。
 - ・保健師国家試験受験資格認定申請理由書
 - ・履歴書
 - ・写真
3. (9)は日本語で記載すること。
4. (10)は卒業当時の状況を記載すること。
5. 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。
6. (4)～(8)、(10)～(12)については、提出書類と日本語訳の両方を、公的な機関(当該国の大使館、領事館、外務省等)において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
7. (4)～(7)及び(13)の書類については、各原本を持参すること。(原本は照合後に返還する。)
8. 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。

9. (10) については、他の書類により相当する内容を証明できる場合、省略可能である。

助産師国家試験受験資格認定

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第20条第3号に基づく助産師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

1. 審査対象者

外国の助産師学校養成所を卒業し、又は外国において助産師免許を得た者

2. 審査方法

審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の助産師学校養成所を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。

3. 認定基準

下記の（1）から（7）までの認定基準を満たした者に対し助産師国家試験受験資格認定を行う。

（1）外国助産師学校の修業年数

ア) 外国看護師学校養成所（修業年限3年以上）を卒業した者で、外国助産師学校養成所の修業年限が1年以上

ア) 日本の看護師学校養成所（修業年限3年以上）を卒業した者で、外国助産師学校養成所の修業年限が1年以上

イ) 助産師と看護師の統合カリキュラムの場合にあっても、高等学校卒業以上（修業年限12年以上）を入学資格とし、修業年限は4年以上であること。

ウ) 特例

当該国において、助産師の免許制度がない場合にあっては、該当する教育内容と履修単位数・時間数が我が国と同等以上であること。

（2）教育科目の履修時間

外国助産師学校養成所の修業年限が1年以上の場合は、履修時間の合計が28単位以上（930時間以上）、統合カリキュラムの場合は、履修時間の合計が124単位以上（3955時間以上）で保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）等に規定する教育内容を概ね満たすこと。

（3）教育環境

日本の助産師学校養成所と同等以上と認められること。

（4）当該国の判断

当該国、又は州政府等によって正式に認められた助産師学校養成所であること。

（5）助産師学校養成所卒業後、当該国の助産師免許取得の有無

原則として取得していること。

（6）当該国の助産師免許を取得する場合の国家試験又はこれと同等の制度が確立されていること。

（7）日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験 N 1 の認定を受けていること。

4 必要書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

- (1) 助産師国家試験受験資格認定願
- (2) 住民票若しくは在留カード(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成 21 年法律第 76 号)の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。)又は、戸籍抄本若しくは戸籍謄本(日本国籍を有する者に限る)。
- (3) 医師の診断書(日本の医師資格を有する者により、申請前 1 ヶ月以内に発行されたものに限る。)
- (4) 外国で取得した助産師免許証の写し
- (5) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書
- (6) 卒業した外国助産師学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書
- (7) 卒業した外国助産師学校養成所の学業成績書の写し又は学業成績証明書
- (8) 卒業した外国助産師学校養成所で履修した科目毎の教育内容、単位数及び時間数を明らかにした書類(当該施設長の証明のあるものに限る。教育内容は講義と臨地実習の別がわかるように記載されていること。単位制であっても、必ず時間数に換算すること。また、クォーター制の場合はセメスター制として換算し直すこと。)
- (9) 保健師助産師看護師養成所指定規則における教育内容と卒業した外国助産師学校養成所の履修科目、単位数及び時間数の対照表(教育内容は基礎助産学、助産診断・技術学、地域母子保健、助産管理、臨地実習の別がわかるように記載すること。統合カリキュラムの場合は、基礎分野、専門基礎分野、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ、統合分野の別がわかるように記載すること。講義と臨地実習を区別すること。)
- (10) 卒業した外国助産師学校養成所の施設現況書(卒業当時のものとし、所定の様式によること。)
- (11) 外国で助産師免許を取得した者にあつてはその根拠法令の関係条文の抜粋
- (12) 卒業した外国助産師学校養成所のパンフレット(卒業した助産師学校養成所が当該国又は州政府等によって正式に認可された証明のあるものに限る。)
- (13) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験 N 1 認定書と成績書の写し

* 作成上の注意

1. 提出書類の部数は 1 部である。
2. (1)、(3)、(10) は所定の様式によること。なお、(1) の所定の様式は、以下の記載内容を含む。
 - ・助産師国家試験受験資格認定申請理由書
 - ・履歴書
 - ・写真
3. (9) は日本語で記載すること。
4. (10) は卒業当時の状況を記載すること。
5. 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。
6. (4) ~ (8)、(10) ~ (12) については、提出書類と日本語訳の両方を、公的な機関(当該国の大使館、領事館、外務省等)において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
7. (4) ~ (7) 及び (13) の書類については、各原本を持参すること。(原本は照合後に返還する。)

8. 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。
9. (10) については、他の書類により相当する内容を証明できる場合、省略可能である。